

公 告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上参加されたい。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 競 争 入 札 に
付 す る 事 項 | (1) 件 名 格納庫扉部品交換
(2) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
(3) 履行場所 航空自衛隊三沢基地 |
| 2 入 札 日 時 | 令和8年10月7日 (水) 11時00分 |
| 3 入 札 場 所 | 航空自衛隊三沢基地 (合同庁舎1階会計隊入札室) |
| 4 参 加 資 格 | (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
(2) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のD等級以上に格付けされた東北の競争参加資格を有する者。
(3) 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長等から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。 |
| 5 入 札 方 法 | 落札判定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 6 保 証 金 | 入札保証金及び契約保証金 免除 |
| 7 入 札 の 無 効 | 4の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は、無効とする。 |
| 8 契約書等作成の有無 | 有 |
| 9 契 約 の 方 法 | 確定契約 |
| 10 契 約 条 項 を
示 す 場 所 | 航空自衛隊三沢基地第3航空団会計隊事務室
航空自衛隊三沢基地ホームページ |
| 11 郵便入札の可否 | 許可 ※ 事前に申し出ること。 |
| 12 そ の 他 | (1) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
(2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

(3) 入札の参加を希望するものは、入札日までに、上記の参加資格の写しを契約担当官まで提出すること。
(4) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
TEL (0176) 53-4121 (内線: 3670)
FAX (0176) 53-5464 担当: 二羽 |

入札書

令和 8年 10月 7日

申込者住所
会社名
代表者氏名
担当者氏名
担当者連絡先

No	品名(件名)	規格	単位	数量	単価	金額	備考
	格納庫扉部品交換	仕様書のとおり	式	1			
		ー以下余白ー					
総 計		¥					
申込者の条件		履行期限(期間):契約締結日～令和9年3月31日 履行場所:航空自衛隊三沢基地 (その他):税抜					

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	格納庫扉部品交換	三基 LPS-R49005	
		承 認	令和 8年 8月31日
		作 成	令和 8年 8月31日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、後述する履行場所における格納庫扉部品交換（以下「本役務」という。）について適用する。

1.2 履行場所

青森県三沢市大字三沢字後久保125-7（航空自衛隊三沢基地）とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.3 役務内容

格納庫扉の部品交換とする。細部は、特記事項（別紙）による。

1.4 関連文書

本仕様書に記載されていない事項は、次を適用する。

- 国土交通省大臣官房官庁制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」
- 国土交通省大臣官房官庁制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」
- 国土交通省大臣官房官庁制定「営繕工事写真要領」
- その他関係法令、地方公共団体等の関係各条例及び規則類

2 一般共通事項

2.1 現場代理人

契約相手方は、着工前に現場代理人を通知するものとする（部隊定型様式）。現場代理人は関係法令に従い、本役務の履行に伴う災害防止及び環境保全に努めるものとする。また、役務に携わる現場作業員に対し、本仕様書及び監督官の指示を周知徹底させるものとする。

2.2 役務着工届

契約相手方は、着工開始日を役務着工届（部隊定型様式）にて通知するものとする。

2.3 工程表

契約相手方は、事前に工程表を作成し、監督官の承認を得るものとする。

2.4 疑義に対する協議

本仕様書に定められた内容と関連文書等に相違のある場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督官と協議し、打合せ簿（部隊定型様式）に記録するものとする。

2.5 役務現場管理

品名又は件名	格納庫扉部品交換
--------	----------

- a) 役務現場への立入りは、監督官の承認を得ること。また、次に示す事項は、厳に慎むこと。
- 1) 役務現場区域外への立入り
 - 2) 指定場所以外での喫煙、火気の使用
 - 3) 役務に関係のない場所の撮影
- b) 本役務における作業時間は、08時15分から17時00分を基本とする。
なお、作業期間中の休日（土曜日、日曜日、祝日等）及びその他監督官が指定する日を原則、作業不能日とする。
- c) 部隊任務遂行上、作業日時の変更又は中断を指示された場合は、速やかに従わなければならない。
- d) 本役務に関連し、付帯設備を破損した場合は、直ちに監督官へ報告するとともに、契約相手方の負担において速やかに復旧するものとする。
- e) 本役務の履行に伴う災害及び公害の防止は、関係法令に従い適切に処置するとともに、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 安全は、すべて契約相手方の責任とする。
 - 2) 第3者に災害及び公害の影響を及ぼしてはならない。
 - 3) 災害及び公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとるとともに、その経緯を直ちに監督官に報告するものとする。
- f) 契約相手方は、本役務において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は、監督官と協議するものとする。
- g) 作業終了時は、当該役務に関連する部分（進入口を含む。）の清掃及び後片付けを行うものとする。

2.6 材料検査

材料は、履行場所に搬入するごとに監督官に報告するものとし、材料の種別ごとに材料検査簿（部隊定型様式）を添えて、検査を受けるものとする。

2.7 発生材の処理

金物等の発生材は、監督官の指示する場所に整理集積し、発生材報告書（部隊定型様式）を添えて引き渡すものとする。

2.8 役務写真

役務写真の撮影は、作業前、作業中及び完了後とし、各工程に従い、位置及び規格が仕様書と対照して確認できるように説明事項を記載した黒板等を添えて同一箇所を同一方向から撮影するものとする。カメラは、200万画素以上のデジタルカメラを使用するものとする。

2.9 完了検査

すべての作業終了後、検査官による履行場所の完了確認を受けるものとする。また、完了通知書（部隊定型様式）及び引渡書（部隊定型様式）を含む全必要書類を提出後、検査官の書類検査をもって役務完了とする。

品名又は件名	格納庫扉部品交換
--------	----------

2.10 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

No.	書類名	部数	備考
1	現場代理人通知書	1	部隊定型様式
2	役務着工届	1	部隊定型様式
3	工程表	1	契約相手方所定（実施項目、日時等を明記）
4	臨時立入申請書	1	監督官の指示による。
5	打合せ簿	1	部隊定型様式、必要に応じ提出
6	役務写真	1	カラー印刷、アルバム整理
7	完了通知書	1	部隊定型様式
8	引渡書	1	部隊定型様式
9	その他監督官の指示する書類	—	その都度

特記事項	品名又は件名	格納庫扉部品交換
	履行場所	航空自衛隊三沢基地

1 特記事項

1.1 履行場所及び役務内容

履行場所は、付図第1のとおりとする。役務内容は、次のとおりとするほか、細部は、付図第2及び付図第3のとおりとする。

- a) 後述する交換部品を同等以上の部品と交換するものとする。
- b) ほかの部品については、全て再利用可とし、既存の扉の開閉が確実に動作するように施工する。
- c) 本役務に必要な資器材等は、すべて契約相手方が用意するものとする。

1.2 交換部品

部品は次のとおりとする。

a) 格納庫(A)

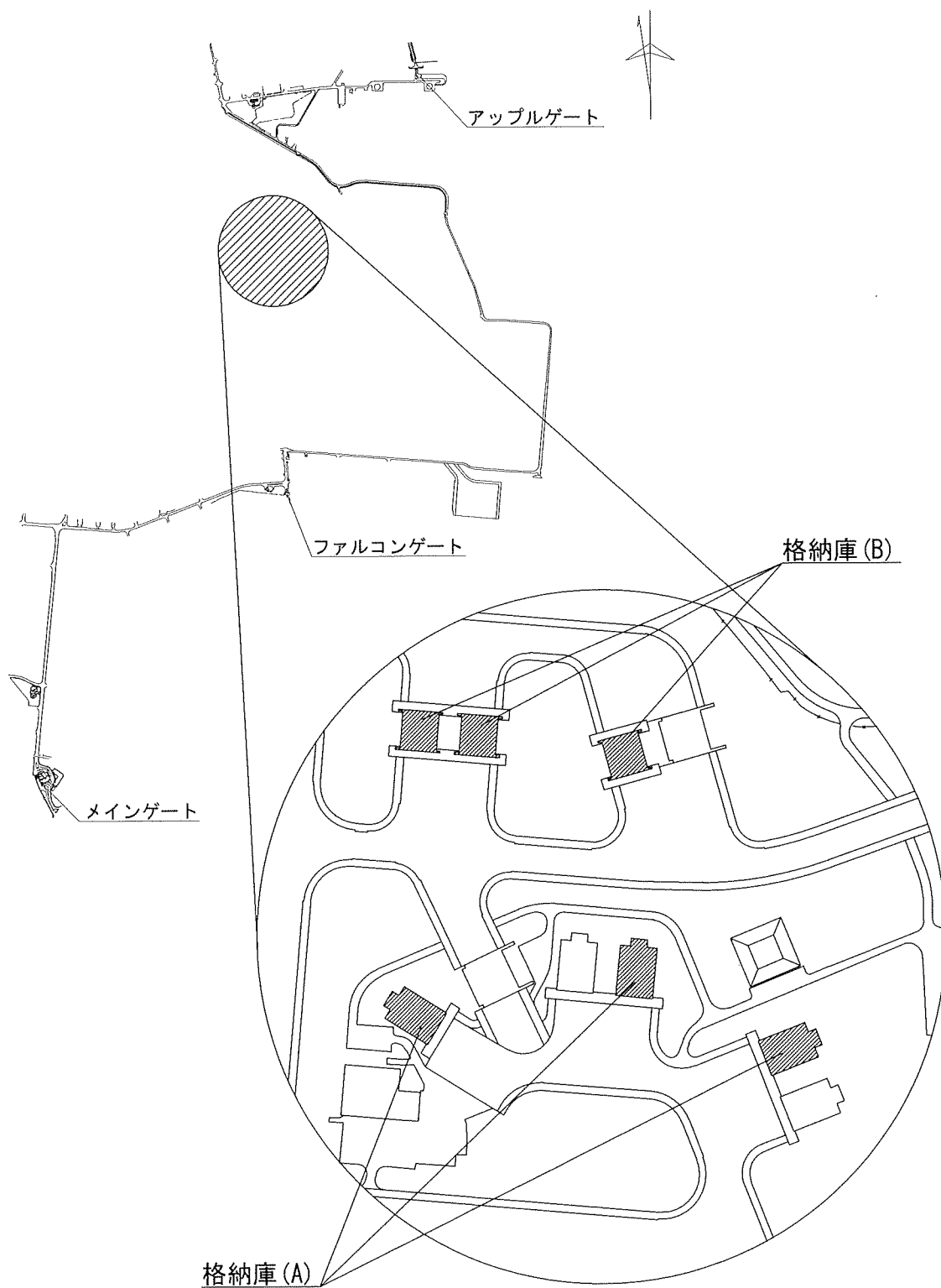
名称	規格	単位	数量	備考
Vプーリーその他付属品	3 B 2列掛	個	6	
Vベルト	A-68	本	12	

b) 格納庫(B)

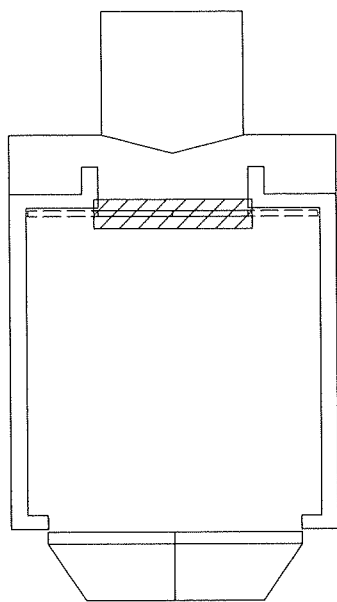
名称	規格	単位	数量	備考
防塵ブラシ①-1	SUS製 70(L)×35(W)×30(H)mm	台	24	
防塵ブラシ①-2	SUS製 70(L)×35(W)×30(H)mm	台	24	
防塵ブラシ②	SUS製 920(L)×35(W)×30(H)mm	台	24	
防塵ブラシ③	SUS製 1824(L)×35(W)×30(H)mm	台	48	

1.3 履行要領

- a) 必要に応じ養生等を実施する。
- b) 作業時に、既存部分に損傷を与えないよう注意するとともに、作業時における部品の落下防止に努めるものとする。
- c) 格納庫(A)は、ローラーチェーンの洗浄、注油、点検調整を行う。
- d) 格納庫(B)は、防塵ブラシ取付け部分の錆等を除去し、防錆塗装を実施する。
- e) 防塵ブラシの取付けに係る付属品等はSUS製の新品を使用する。
- f) 作業後、作動点検を実施し、不具合があれば原因を解消するものとする。

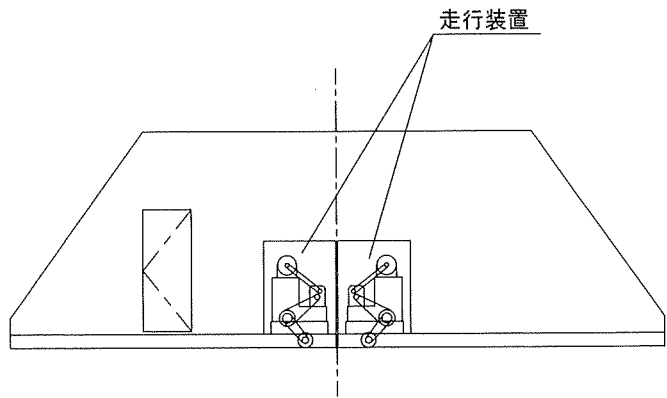


履行場所案内図 S=NON



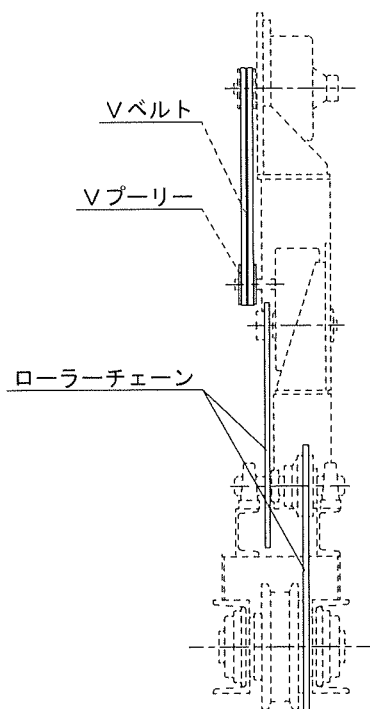
履行箇所

平面図 S=NON



走行装置

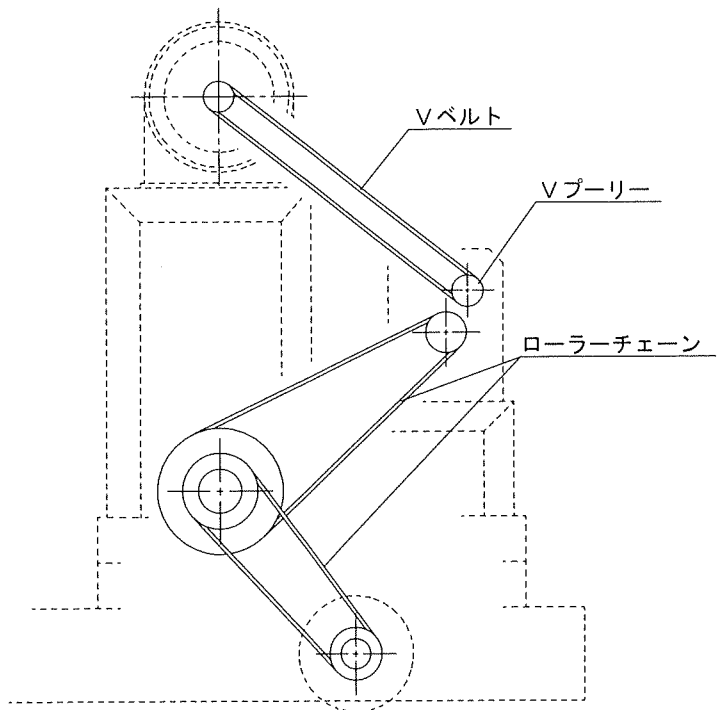
扉立面図 S=NON



Vベルト

Vプーリー

ローラーチェーン



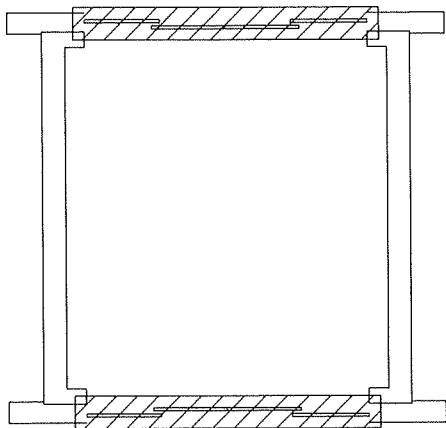
Vベルト

Vプーリー

ローラーチェーン

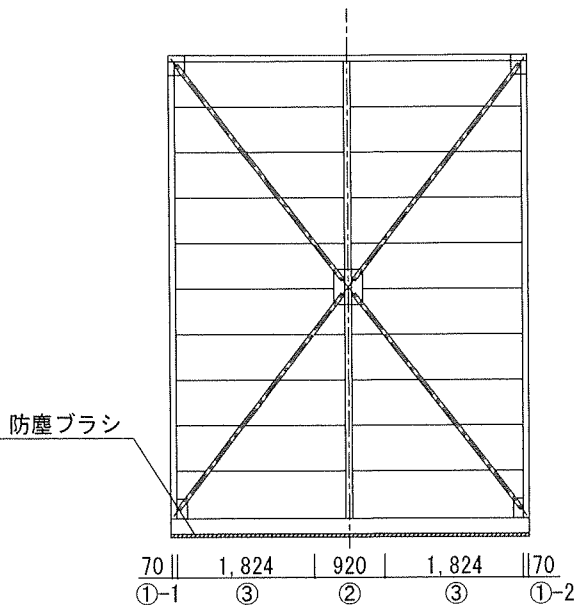
走行装置 詳細図 S=NON

格納庫 (A)

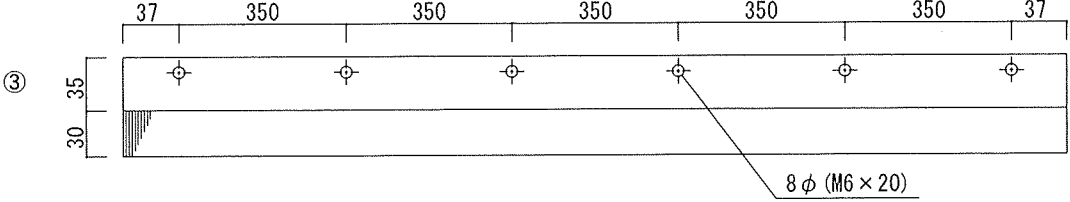
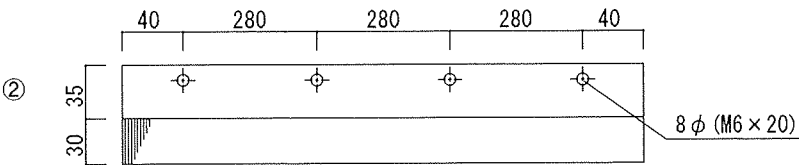
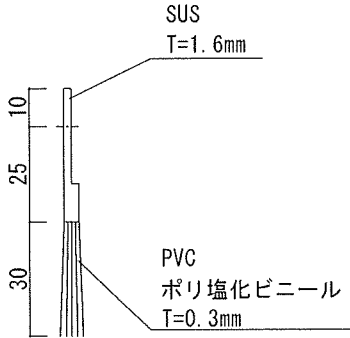
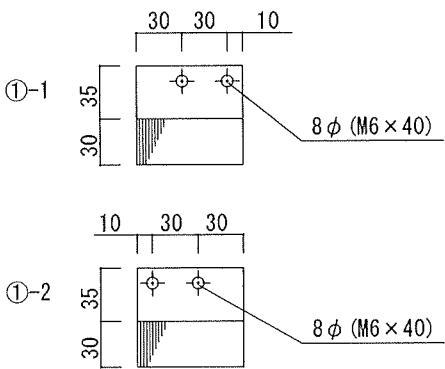


：履行箇所

平面図 S=NON



扉立面図 S=NON



防塵ブラシ 詳細図 S=NON

格納庫(B)